

福岡市公報

令和5年9月14日 第6990号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正 (第44号)	2
○福岡市印鑑条例の一部改正 (第45号)	4
○福岡市手数料条例の一部改正 (第46号)	5
○福岡市立療育センター条例の一部改正 (第47号)	6
○福岡市立児童発達支援センター条例の一部改正 (第48号)	7
○福岡市子ども医療費助成条例等の一部改正 (第49号)	8
○福岡市衛生関係手数料条例の一部改正 (第50号)	10
○福岡市旅館業法施行条例の一部改正 (第51号)	11
○福岡市公衆浴場法施行条例の一部改正 (第52号)	12
○福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部改正 (第53号)	13
○福岡市火災予防条例の一部改正 (第54号)	14

条 例

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第44号

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「又は作成等」を「、作成等、掲示又は公示通知」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 掲示 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等を掲示することをいう。
- (11) 公示通知 条例等の規定に基づき市の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。

第3条第4項中「第8条」を「第10条」に改める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第2号中「第5条第1項」の次に「、第6条第1項、第7条」を加え、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（自動公衆送信等による掲示）

第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、

放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項において同じ。)により公衆の閲覧に供するものとする。

(自動公衆送信等による公示通知)

第8条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項（以下この項において「公示事項」という。）を、規則等で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることによって行うものとする。

- (1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置
- (2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置

2 前項の規定により行われた公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該公示通知に関する条例等の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第45号

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例

福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「磁気ディスク」の次に「（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条の3第1項中「請求者識別カードを利用して自動交付機」を「方法により、自動交付機」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第46号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2 7の項を次のように改める。

7 削除		
------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市立療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第47号

福岡市立療育センター条例の一部を改正する条例

福岡市立療育センター条例（平成14年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

福岡市立南部療育センター	福岡市博多区三筑二丁目
--------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、福岡市立南部療育センターの供用は、規則で定める日から開始する。

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第48号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

福岡市立南部療育センター児童発達支援センター	福岡市博多区三筑二丁目
------------------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（供用開始日）

2 この条例の施行にかかわらず、福岡市立南部療育センター児童発達支援センターの供用は、規則で定める日から開始する。

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第49号

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(福岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項中「の被扶養者」を「若しくはその被扶養者」に改める。

第5条第1項中「の保護者等」を「又はその保護者等」に改める。

第7条第2項中「場合は」の次に「、認定対象者」を加える。

第8条第1項及び第2項中「の保護者等」を「又はその保護者等」に改める。

(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び同条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部改正)

第3条 福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例（以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。）、第2条の規定による改正後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例及び第3条の規定による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(施行日前における対象者の認定等)

- 3 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の児童（改正後の子ども医療費助成条例第2条第2号に規定する児童をいう。）の医療費の助成について、改正後の子ども医療費助成条例の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第50号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表5の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」
に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第51号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第10条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第52号

福岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福岡市公衆浴場法施行条例（平成24年福岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第53号

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例（平成28年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第54号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「キュービクル式」の次に「（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成される急速充電設備をいう。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号中「及び消防長」を「、消防長」に改め、「いるもの」の次に「及び充電ポスト」を加え、同項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水」を「その筐体^{きょうたい}は、雨水」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧」を「コネクターが電気自動車等に接続され、電圧」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講じる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号ただし書中「コネクターに」を削り、「もの」を「コネクター」に改め、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

第13条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備にあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に転倒しないように設けなければならない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、こ

の限りでない。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第24条第1項中「の各号」を削り、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「並びに」を「及び」に、「及び別表第6の2に定める図記号による標識の設置」を「の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、消防長が指定する日本産業規格又は国際標準化機構が定める規格に適合するものとしなければならない。

第42条の4を次のように改める。

第42条の4 削除

第44条第1項中「の各号」を削り、同項第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

厨房設備	気体燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	-	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	-	0
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		-	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		-	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの		-	100	50	100	50	

を

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	-	0
	据置型レンジ			21kW以下	80	0	-	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	100	50	50	50
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	80	30	-
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	-	250	200	300	200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	-	150	100	200	100
				使用温度が300℃未満のもの	-	100	50	100	50

に

改める。

別表第6の2を削る。

別表第7の2第42条の4第1項及び第2項に規定する防火・防災管理業務講習の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第11条の2第1項の改正規定(同項第2号中「不燃性」を「不燃性」に改める部分及び同項第4号中「雨水」を「その筐体は、雨水」に改める部分を除く。)及び次項の

規定 令和5年10月1日

- (3) 第11条第1項第3号の2の改正規定、第11条の2第1項の改正規定（同項第4号中「雨水」を「その筐体は、雨水」に改める部分に限る。）、第13条、第44条第1項第13号及び別表第3の改正規定並びに附則第3項から附則第5項までの規定 令和6年1月1日

（経過措置）

- 2 令和5年10月1日において現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の福岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 令和6年1月1日において現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第3項及び第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和6年1月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、令和6年1月1日において現に設置されているもの及び同日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。
- 6 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の公布の日において現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条

第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

